

高萩・北茨城広域事務組合個人情報保護条例

令和元年10月9日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の保護等)

第2条 組合の個人情報の保護については、北茨城市個人情報保護条例（平成17年北茨城市条例第33号）の例による。この場合において、同条例第2条第1項中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者、消防長及び議会」とあるのは「管理者、公平委員会、監査委員及び組合議会」と、同条例第4項第2項及び第43条第12項中「北茨城市情報公開・個人情報保護審査会（北茨城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年北茨城市条例第18号）に規定する審査会をいう。）」とあるのは、「高萩・北茨城広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（高萩・北茨城広域事務組合条例第 号）に規定する審査会をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。